

**第3回 国際データガバナンス
アドバイザリー委員会
説明資料**

個人情報保護委員会事務局
令和8年3月11日



個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改革方針 概要

- 令和2年改正個人情報保護法に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定（附則第10条）に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。
- 情報通信技術の急速な進展や国際的動向等を踏まえ、今般、個人情報保護法について、本人関与に係る規律等の見直しとあわせて規律遵守の実効性を確保するための規律を一体的に整備するなど、全体としてバランスの取れた形での改正を行う。

制度改革方針

適正なデータ活用
の推進

- 個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成（※）にのみ利用される場合は本人同意を不要とする。
※ 統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。
- 目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について、
・取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を書しないことが明らかな取扱いである場合は本人同意を不要とする。
・生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために取り扱う場合における同意取得困難性要件を緩和する。
・学術研究例外の対象である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示する。

リスクに適切に
対応した規律

- 16歳未満の者が本人である場合、同意取得や通知等について当該本人の法定代理人を対象とすることを明文化し、当該本人の保有個人データの利用停止等請求の要件を緩和するとともに、未成年者の個人情報等の取扱い等について、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定を設ける。
- 顔特徴データ等について、その取扱いに関する一定の事項の周知を義務化し、利用停止等請求の要件を緩和するとともに、オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止する。
- データ処理等の委託を受けた事業者について、委託された個人データ等の適正な取扱いに係る義務の見直しを行う。
- 漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知義務を緩和する。

不
適
正
利
用
等
防
止

- 個人情報ではないが、特定の個人に対する働きかけが可能となる情報について、不適正利用及び不正取得を禁止する。
- 本人の求めにより提供を停止すること等を条件に同意なく第三者提供を可能とする制度（オプトアウト制度）について、提供先の身元及び利用目的の確認を義務化する。

規
律
遵
守
の
実
効
性
の
確
保
の
た
め
の
規
律

- 速やかに違反行為の是正を求めることができるよう命令の要件を見直し、さらに、本人に対する違反行為に係る事実の通知又は公表等の本人の権利利益の保護のために必要な措置をとるよう勧告・命令することも可能とする。
- 違反行為を補助等する第三者に対して当該違反行為の中止のために必要な措置等をとるよう要請する際の根拠規定を設ける。
- 個人情報データベース等の不正提供等に係る罰則について加害目的の提供行為も処罰対象するとともに法定刑を引き上げ、また、詐欺行為等により個人情報を不正に取得する行為に対する罰則を設ける。
- 経済的誘因のある、大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するため、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずることとする。

※その他、漏えい等報告の合理化、本人の権利利益の保護の向上のための関係者の連携について検討。

個人情報保護委員会の国際戦略

- デジタル社会の進展に伴い、個人情報を含むデータの安全かつ円滑な越境流通の重要性が更に増す中、我が国は政府全体として、D F F Tを推進。
- 特に、個人情報保護及びプライバシーの分野におけるD F F Tの推進及び具体化については、日本では、個人情報保護委員会が中心となって取り組んできている。
- 委員会は、引き続き、排他的なアプローチには与せず、関係各国及び地域の多様な個人情報保護制度や国際枠組みを尊重しながら、相互運用性のある国際環境の実現を目指す。



個人情報保護委員会の国際戦略

個人情報を安全・円滑に
越境移転できる
国際環境の構築

関係各国及び地域との
国際的な協力関係の
強化及び新たな構築

国際動向の把握と
情報発信

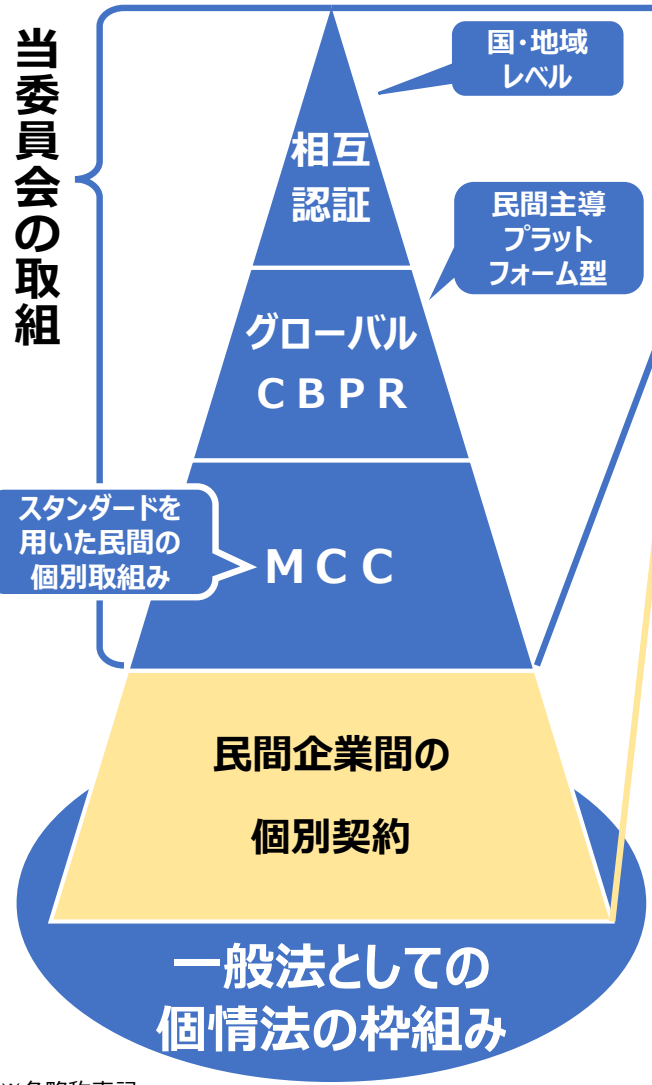
国際業務体制の基盤強化及び国際業務に従事する職員の人材育成

個人情報保護委員会の国際協力取組と個人情報取扱事業者への影響

個人情報取扱事業者が、個人データを外国にある第三者へ提供できるのは

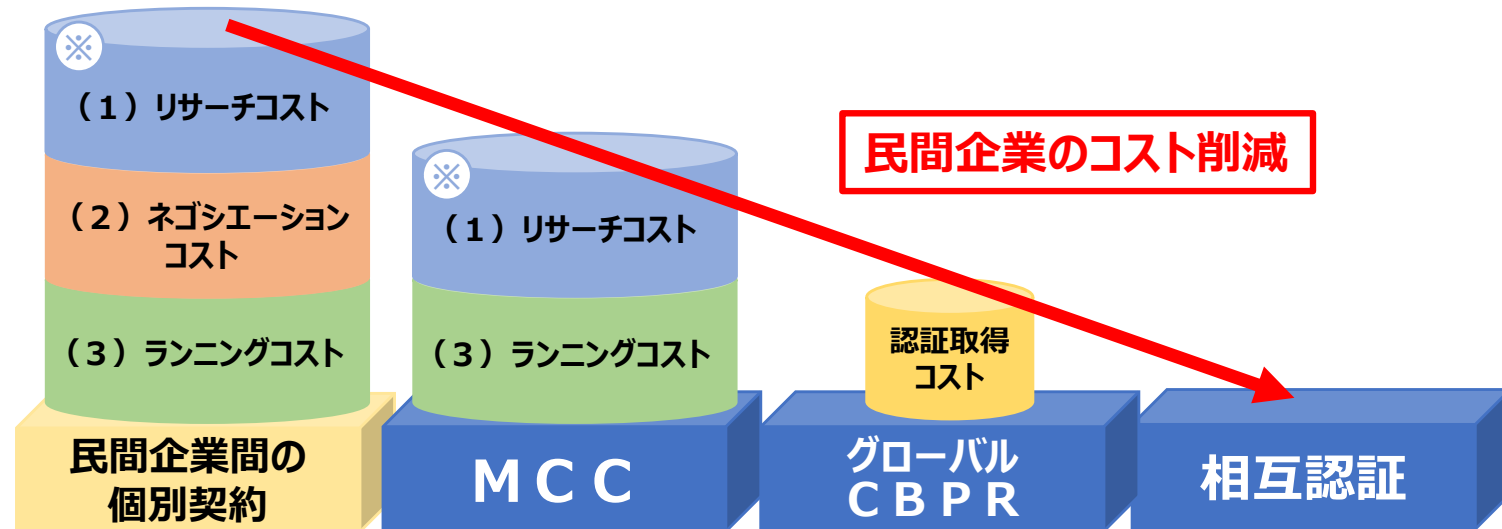
- ①**外国指定** 提供先の第三者が個人情報保護委員会の認めた国・地域に所在する場合
- ②**体制整備** 提供先の第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している場合
- ③**本人同意** 外国にある第三者へ提供することについて本人の同意がある場合（同意を得ようとする際、参考となるべき情報の提供義務有）

当委員会の取組



名称	内容
相互認証	⇒我が国と実質的に同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有する国又は地域との相互の円滑な個人データ移転枠組み
グローバルCBPR	⇒企業等が個人情報保護の要件を満たすことを国際的に認証する制度
MCC	⇒相互運用性のあるモデル契約条項の導入
民間企業間の個別取組み	⇒それぞれの企業が独自に契約を締結—本人同意を取得しなくとも良いように、基準を満たす契約を締結することが必要

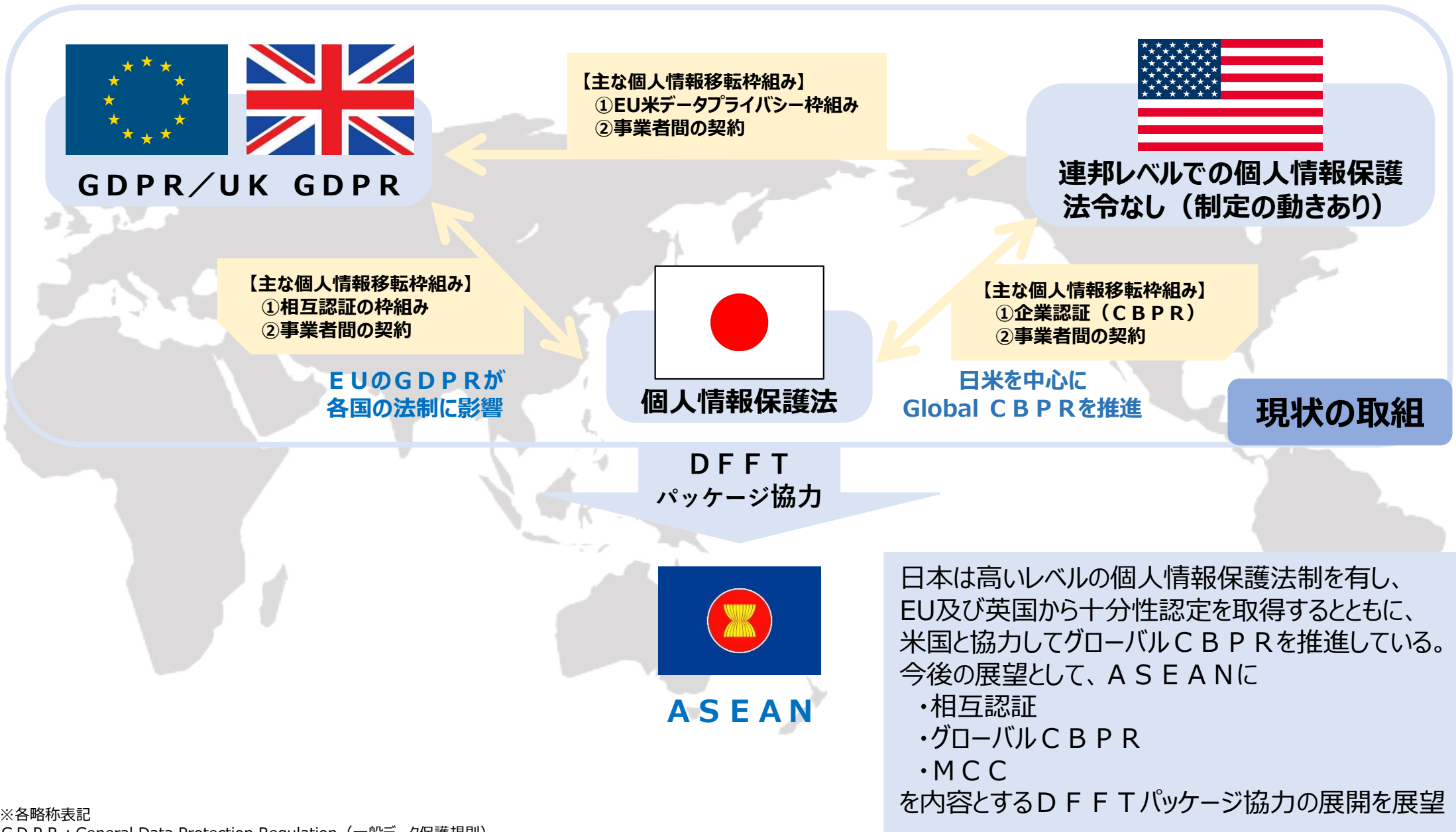
個人データを外国にある第三者へ提供しようとする際のコスト
 (1)リサーチコスト (外国の個人情報保護制度等、本人に参考となるべき情報の提供)
 (2)ネゴシエーションコスト (個人データの取扱いについて相当措置の実施を確保)
 (3)ランニングコスト ((2)相当措置の継続的な実施を確保)



※各略称表記
 CBPR…Cross-Border Privacy Rules (越境プライバシールール)
 MCC…Model Contractual Clauses (モデル契約条項)

※ (1) リサーチコストについて、当委員会では、委員会ホームページにおいて、諸外国・地域の法制度等に関する情報を一定時点分まで提供している

個人情報データの越境移転に係る日米欧の状況とASEANへの展開



日本は高いレベルの個人情報保護法制を有し、EU及び英国から充分性認定を取得するとともに、米国と協力してグローバルCBPRを推進している。今後の展望として、ASEANに

- ・相互認証
- ・グローバルCBPR
- ・MCC

を内容とするDFFTパッケージ協力の展開を展望

※各略称表記
GDPR : General Data Protection Regulation (一般データ保護規則)
CBPR : Cross Border Privacy Rules (越境プライバシールール)
MCC : Model Contractual Clauses (モデル契約条項)

G 7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル

- G 7の枠組みで、年1回、各国のデータ保護・プライバシー機関の委員長級が出席するG 7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルを対面で開催。
- D F F T・先端技術・執行協力の三つの柱ごとに、通年で作業部会を実施。
- 2025年6月にカナダO P Cが主催した第5回G 7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルでは、コミュニケ及び「プライバシーの優先による責任あるイノベーションの推進及び子どもの保護」に関する声明を採択。
- 同年12月には、同ラウンドテーブルのフォローアップ会合を開催。各作業部会の成果及び2026年の行動計画について議論及び採択。

●第5回G 7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル 各国の委員長級



(写真左から2番目：手塚委員長)

●現在の各作業部会議長

柱	主なトピック	議長
D F F T	移転ツール、ガバメントアクセス	日本 P P C ドイツ B f D I
先端技術	インターネットに接続された家庭用端末等	英国 I C O
執行協力	執行協力	日本 P P C 米国 F T C

※各略称表記

O P C…Office of the Privacy Commissioner of Canada (カナダ(連邦)プライバシーコミッショナーオフィス)

P P C…Personal Information Protection Commission (個人情報保護委員会)

Gatante…Garante per la protezione dei dati personali (イタリア共和国個人データ保護当局)

B f D I…Die Bundesbeauftragte für den Datenschutz und die Informationsfreiheit (ドイツ連邦データ保護・情報自由監察官)

I C O…Information Commissioner’s Office (英国情報コミッショナーオフィス)

F T C…Federal Trade Commission (米国連邦取引委員会)

●直近の開催実績

開催実績	会議名	主催者
2023年6月	第3回G 7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル	日本 P P C
2024年10月	第4回G 7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル	イタリアGarante
2025年6月	第5回G 7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル	カナダO P C
2025年12月	第5回G 7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル フォローアップ会合(オンライン)	カナダO P C

個人情報保護に係る協力覚書について

- デジタル化の進展と、それに伴う事業者による越境事業活動の展開や越境データ移転の増加に対応するためには、二国間及び多国間における協力関係の強化及び新たな構築が必要。
⇒ 実効性のある関係構築に向け、価値観を共有する関係各国及び地域との間で、個人情報保護に関する協力覚書（Memorandum of Cooperation : M O C）の締結が有効。

令和5年10月17日

英国情報コミッショナーオフィス（ICO）との間で、委員会として初のMOCを締結。

日英両機関が、個人データの保護に関する法令の執行において、相互に支援するため、特定の事案に関する情報交換を促進するほか、双方のプラクティスやガイダンスを含む法執行に有益な情報共有を推進するとともに、既存の両機関の協力関係の下における取組を一層強化することを目的とする。

令和7年12月9日

カナダプライバシー・コミッショナーとの間で、2例目となるMOCを締結。

MOCにより、日加両機関が個人データの保護に関する法令の執行において相互に支援することができる範囲、情報共有を行う際の手順、共有された情報の取扱い等について明確にすることにより、円滑な情報共有を可能とする。

現在、他の関係各国との間でも、MOC締結に向けた協議・協力の進め方についての意見交換を実施中。



令和7年12月9日
カナダプライバシー・コミッショナー フィリップ・デュフレヌ委員（写真左）と当委員会手塚委員長（写真右）の会談の様子。（オンライン会談）



令和5年10月17日
英国ICOジョン・エドワーズ委員（写真左）と当委員会浅井委員（写真右）の会談の様子。



令和7年12月9日
当委員会手塚委員長の署名の様子。

※略称表記
ICO…Information Commissioner's Office
（英国情報コミッショナーオフィス）